

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、耐震性を示す数値である上部構造評点が1.0未満の住宅を、耐震基準を満たす1.0以上にするために行う耐震改修工事の補強計画及び設計図書等の作成等、耐震改修設計を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2. 補助の対象者

- ◆本市の住民基本台帳に記録されている者（本市に住民票がある者）又はその予定がある者
- ◆市税を滞納していない者
- ◆戸建て木造住宅所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）

3. 補助の対象となる住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ◆平成12年5月31日以前に着工したもの
- ◆過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

4. 補助金の種類

- ◆耐震改修設計費補助
- ◆耐震改修工事費補助
- ◆建替え工事費補助
- ◆耐震シェルター工事費補助
- ◆耐震改修設計及び耐震改修工事費の一括補助

5. 申請書提出場所：山鹿市役所都市整備課（市役所2階）

補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

耐震改修設計 補助制度利用について

対象となる経費（設計の内容）

上部構造評点を1.0以上にするために行う改修計画・設計で、次のようなものが対象となります。

- 補強の実施案の作成
- 耐震改修工事の設計図書の作成
- 現況の各階平面図の作成
- 補強の実施案を作成するために、追加調査及び耐震診断書の作成
- 耐震改修工事費の積算 など

その他、対象になるか不明なものは、個別でご相談ください。

耐震改修設計を行う建築士

地方自治体または一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）

補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（3分の2以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

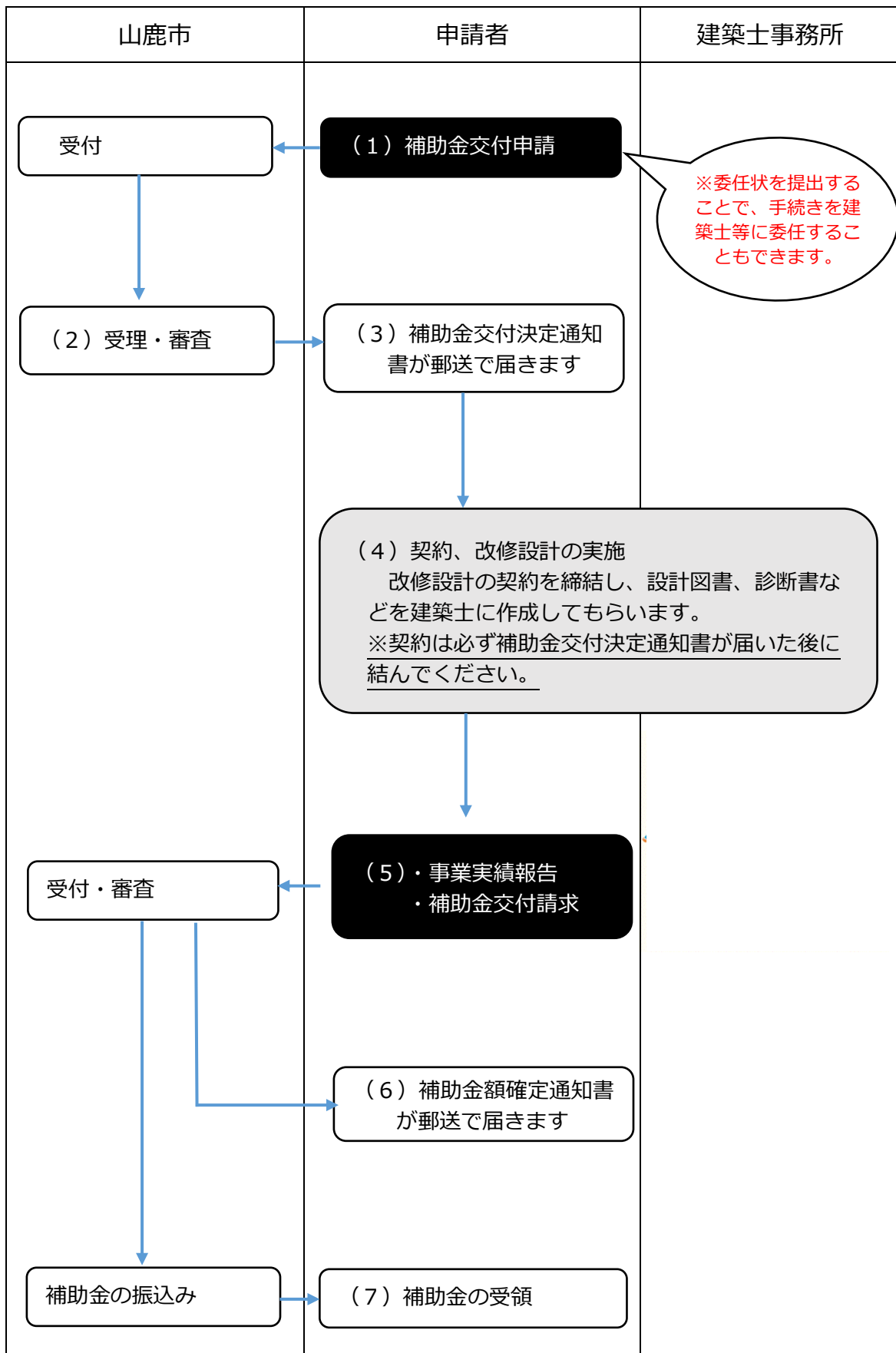


※建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。

耐震診断（耐震設計・改修が必要か）については、「山鹿市建築物耐震診断事業」で費用の一部を補助しますので、要件等をご確認のうえ活用をご検討ください。

補助率：9/10（上限 13 万 5 千円）

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書（耐震改修設計）（様式第2号） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）	建築士へ依頼
	④ 設計者の資格がわかる書類（建築士免許証及び木造住宅耐震診断講習会受講修了証）の写し	建築士へ依頼
	⑤ 申請者の住民票の写し	
	⑥ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑦ 市税滞納有無調査承諾書 ※ 市税の滞納が無いことの証明書	
	⑧ 補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑨ ・建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの （平成12年5月31日以前に着工した住宅）	
	⑩ 耐震診断結果報告書の写し	診断時のもの
	⑪ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	（建築士へ依頼）
	⑫ その他市長が必要と認める書類	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

**★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることが
できなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。**

(4) 契約、耐震改修設計の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を締結し、耐震改修設計を実施してください。

耐震改修設計の補助対象となる業務は1ページをご覧ください。

※ 耐震改修設計を実施する前に耐震診断（一般診断）を実施済みの場合、一般診断実施時に不明だった部分の調査・把握は必要ですが、補助上、再診断は必須ではありません（実績報告書に再診断結果の添付不要）。

※ 耐震改修設計を実施する前に耐震診断（精密診断）を行い、上部構造評点が1.0以上（倒壊しない、一応倒壊しない）であることが判明した場合に、その後の耐震改修設計業務を行わず、耐震診断の業務について補助を受けることもできます。

(5) 事業実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆事業実績報告書・補助金交付請求書

確認欄	提出書類	入手先
	① 事業実績報告書（様式第6号）	（建築士へ依頼）
	② 耐震改修設計に係る契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 耐震改修案の設計図書 ・平面図、詳細図 等 ・改修後の耐震診断結果報告書	建築士へ依頼
	④ 耐震改修工事の見積書 ※工事費の積算を補助対象経費に算入した場合に提出	建築士へ依頼
	⑤ 補助金交付請求書	（建築士へ依頼）
	⑥ その他市長が必要と認める書類（領収書の写し、申請者から 施工業者へ振込の確認ができる書類（通帳等））	

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

事業実績報告書類①～⑥の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(7) 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。